

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.031

処 分 名	事故時の応急措置命令（移動タンク貯蔵所を除く。）
処 分 の 概 要	製造所、貯蔵所（移動タンク貯蔵所を除く。）又は取扱所において、危険物の流出その他の事故が発生したときに、直ちに、引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じていないと認めるときは、応急の措置を講ずべきことを命ずることができます。
根拠法令等・条項	消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第16条の3第3項
処 分 基 準	<p>◎危険物の流出その他の事故が発生した製造所、貯蔵所（移動タンク貯蔵所を除く。）又は取扱所において、引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じていないと認める場合は処分の対象となります。</p> <p>なお、処分の性質上、どのような場合にいかなる措置命令を行うかは、個々の事案ごとに危険物の流出その他の事故の状況に基づき判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な処分基準を示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：令和3年4月1日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■消防法

第16条の3第3項 市町村長等は、製造所、貯蔵所（移動タンク貯蔵所を除く。）又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が第1項の応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

第16条の3第1項 製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、当該製造所、貯蔵所又は取扱所について、危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生防止のための応急の措置を講じなければならない。